

# 「（仮称）相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」 に関するパブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

この度、（仮称）相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、1人の方から17件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組に生かしてまいります。

## 2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和元年9月17日（火）～令和元年10月16日（木）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、地域福祉課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

## 3 結果

### （1）意見の提出方法

意見数		1人（17）件
内 訳	直接持参	人（ ）件
	郵送	人（ ）件
	ファクス	人（ ）件
	電子メール	1人（17）件

### （2）意見に対する本市の考え方の区分

ア：計画案等に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
条例に関すること	17		1	16	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
1	<p>無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準</p> <p>(1) 本市独自の基準</p> <p>ア 居室の床面積の基準</p> <p>基準省令によらず、本市独自の基準で、適切と考える。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p>	イ
2	<p>(2)(1)以外の基準</p> <p>(基準省令の条項に従って述べる)</p> <p>第3条3</p> <p>「基本的に一時的な居住の場」とあるが、その一時的の期間を例えば3か月長くても6か月など、具体的に例示すべきである。</p>	<p>利用期間については解釈通知上、「無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、独立して日常生活を営むことができるか等入居の必要性等が検討されないまま、入居期間が長期にわたることを防止する観点から、契約期間を1年以内に限定するものである。」とされています。</p> <p>一方で、課題が解消され居宅生活が可能となるまでの期間や、個々の状態に適した社会福祉施設等への入所が可能となるまでの期間は、入居者の状況により様々であること等が想定されるため、一律に利用期間を制限するとは適当ではないと考えています。</p>	ウ
3	<p>第5条</p> <p>ただし、以下は不要</p>	<p>国の解釈通知において、「基準省令第5条は、無料低額宿泊所の設備は、入居者が必要に応じて直ちに使用できる状態にするため、原則として専用としなければならないもの</p>	ウ

		<p>であるが、同一敷地内で他の社会福祉事業等を実施している場合等であって、当該無料低額宿泊所の効果的な運営と入居者に対する適切なサービスの提供が確保される場合には、設備の一部について同条ただし書の規定を適用して差し支えないものであること。」とされておりますので、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p>	
4	<p>第6条 施設長は、能力のみならず、資質、性格等も見極める必要がある。</p>	<p>今回の条例は、あくまでも、施設の設備及び運営に関する基準を定める条例のため、最低基準として、資質、性格等を定めることは困難ですが、ガイドラインにおいて、利用者の心身の状況に応じた自立支援に資するよう、適切な知識、経験等を有する職員等の配置を求めることを検討してまいります。</p>	ウ
5	<p>第10条 入居人数による施設規模の規制は不要と考える。</p>	<p>国の解釈通知において、「基準省令第10条は、社会福祉法第2条第4項第4号の規定により、常時保護を受ける者が5人に満たない施設は社会福祉事業には含まれないこととされていることから、無料低額宿泊所の定員は5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものであることを規定したものである。」とされており、条例において、社会福祉法の解釈を変更することは困難です。</p>	ウ
6	<p>第11条 削除。サテライト型住居は必要性が考えられない。タイプを複雑化させるだけで、不要と考える。</p>	<p>サテライト型住居の設置に関する規定については、「標準」基準として定められている箇所があります。そのため、合理的な理由の範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容とされておりますが、合理的な理由が</p>	ウ

		<p>ないため、条例において削除することは困難です。</p> <p>しかしながら、サテライト型住居に係る規定については、令和4年4月1日から施行となっており、国において、施行までに、サテライト型住居の運営について検討することとなっておりますので、動向を注視してまいります。</p>	
7	<p>第12条6(1) 追加 ト 居室の扉には鍵をつけ、本人が管理すること。</p>	<p>国の解釈通知において、「基準省令第17条第3項は、無料低額宿泊所は、施錠等も含めた個人の居住スペースの確保、入居者との面談時の配慮等、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行うことを求めたものである。」とされておりますので、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p>	ウ
8	<p>第12条6(3)(4)(5)(6) いずれも「入居定員に適したもの」という表現であり、このままでは設置者の都合で決められかねない。具体的な例示が必要と考える。</p>	<p>建物の設置形態や入居者の状況によっても変わることから、一律にお示しすることは困難です。</p>	ウ
9	<p>第14条2 契約期間(1年以内のものに限る。・・・)とあるが、第3条3と整合させて、6か月以内とすべきと考える。</p>	<p>利用期間については解釈通知上、「無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、独立して日常生活を営むことができるか等入居の必要性等が検討されないまま、入居期間が長期にわたることを防止する観点から、契約期間を1年以内に限定するものである。」とされています。</p> <p>一方で、課題が解消され居宅生活が可能となるまでの期間や、個々の状態に適した社会福祉施設等への入所が可能となるまでの期間は、入居者の状況により様々であること等が想定されるため、一律に</p>	ウ

		利用期間を制限するとは適当ではないと考えています。	
10	第14条5 解約にあたっては、解約金、違約金等は請求しない旨明記すべきである。	国の解釈通知において、「入居者からの解約については、退居等が制限されることなく速やかに退居が可能となるよう必要な規定を契約上定め、契約書に明記することを求めるものであること。また、解約に伴う違約金の支払を求める等、解約を制限する規定を設けることは認められないものであること。」とされておりますので、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。	ウ
11	第16条（1） 食事の提供に要する費用とあるが、食事の提供を受けずに自分で調達することもできる選択肢を設けるべきである。	国の解釈通知において、「食事の提供は、（略）利用者から事前の申し出があった場合には、食事の提供を行わない等、入居者の希望等に応じた対応が行われるようにすること。」とされておりますので、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。	ウ
12	第16条（5）（6） （5）（6）削除。本人が使用する日用品は、本人が調達すべきである。基本サービス費の説明では「入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等」とあるが、これらは入居者が負担すべきものではなく、設置者の運営費用で賄うべきものである。	無料低額宿泊所を利用する者の状態像は多様であり、日常生活を行う上で必要なサービスの提供を求める方もいることから、事業者が利用料を得てサービスを提供することを一律に禁止することは困難であると考えています。 ただし、徴収する利用料について、国の解釈通知において、「基準省令第16条は、無料低額宿泊所の適正な運営を確保する観点から、利用料について、あいまいな名目での料金の受領や不当に高額な料金設定を防止するため、受領できる費用の内容及びその基準を規定したものである。」また、「職員の人件費につい	ウ

		<p>ては、調理等の業務、宿泊所の管理に係る業務、入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等に係る業務等の業務内容を勘案して、それぞれ食事の提供に要する費用、居室使用料、基本サービス費等の金額設定の根拠として差し支えない。ただし、職員が無料低額宿泊所以外の業務を兼務している場合には、当該兼務している業務に係る勤務時間等を勘案して相当する費用を除いて算定すること。」とされておりますので、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p>	
13	<p>第17条 日常生活上の支援に関するサービスは、あくまでも本人が選定するものであるので、「サービスを強要してはならない」ことを明記すべきである。</p>	<p>国の解釈通知において、「基準省令第17条第4項は、入居申込者への説明時や、入居中のサービス提供等を行うに際しては、入居者本人の理解の状況等に応じて、その内容等について入居者の理解が得られるよう懇切丁寧に行うことを求めたものである。」とされておりますので、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p>	ウ
14	<p>第19条 入浴は毎日保障されなければ、人並みの生活は維持できない。したがって、ただし、以下は削除すべきである。</p>	<p>国の解釈通知において、「基準省令第19条は、適切な時間帯及び入浴時間で1日1回は入浴の機会を提供しなければならないことを求めたものである。</p> <p>なお、入浴の機会の提供については、入居者の意向等も踏まえた上で、シャワーのみの対応とする日を設けて差し支えないこと。</p> <p>入浴について、同条ただし書の1日1回の頻度で提供できない「やむを得ない事情」とは、入浴に際して介</p>	ウ

		<p>助等の支援が必要な場合であって、職員の勤務体制、介護サービス利用等の状況によって1日1回の入浴が困難な場合等を想定しているものであり、入居者数に応じた入浴設備が整っていないことを理由とすることは認められないものであること。」とされておりますので、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p>	
15	<p>第20条 ただし、本人の許可なく立ち入り禁止の旨を明記すべきと考える。</p>	<p>国の解釈通知において、「状況把握の方法や頻度等については、適切なアセスメントやマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて、訪問以外の方法での状況把握、訪問等を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。」とされておりますので、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行うことを求めるとともに、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p>	ウ
16	<p>第20条の次に1条追加し、第21条以下を繰り下げる。 基本方針 第3条3,4に基づき、アパート移行等独立した日常生活を送るための支援を行うことをうたった条文を設けること。</p>	<p>無料低額宿泊所は、「基準省令第14条第3項は、契約期間の満了前には、契約の更新に関して入居者の意向を確認するとともに、関係機関とのカンファレンス等により継続した利用の必要性が認められるか協議することを求めるものである。その際に居宅での生活に移行することが可能と判断された場合等には、関係機関との連携のもと、必要な支援を行うものであること。」とされておりますので、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適</p>	ウ

		<p>切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p> <p>また、当該入所者が被保護者である場合、福祉事務所のケースワーカーは、面談時等において、居宅への移行希望を確認した場合には、支援を行うよう求めてまいります。</p>	
17	<p>第26条</p> <p>金銭に加えて、身分を証明するもの（生活保護手帳、印鑑、預金通帳、カード等）は本人が管理すべきことを明記してほしい。やむを得ず無料低額宿泊所が金銭管理を行う場合は、（１）から（１２）に掲げられた事項の徹底を監視する体制を整えること。</p>	<p>国の解釈通知については、「金銭管理の対象については、あくまでも日常生活を営むために月々の生活費として必要な金額に限られるものであり、資産や多額の現金等の管理を行うことは認められないものであること。」とされており、資産の中に身分証明書は含まれていると考えられますので、無料低額宿泊所においては、当該最低基準に沿った適切な運営がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p>	ウ